

大田原市告示第 74 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項に規定する公共工事の発注の見通しに関する事項について、公衆の閲覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 5 条第 3 項（同令第 7 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び大田原市公共工事の入札及び契約の適正化の実施に関する規則（平成 13 年規則第 22 号）第 2 条の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 30 日

大田原市長 相 馬 憲 一

項 目	発注の見通しに関する事項
公 表 内 容	大田原市建設工事発注見通し一覧
公 表 時 期	当初の見通しは本日公表し、その後の見通しは 7 月、10 月、1 月に公表する。
閱 覧 場 所	経営管理部財政課契約係窓口（本庁舎 8 階）及びホームページ
そ の 他	窓口での閲覧においては、大田原市の休日を定める条例（平成元年条例第 12 号）第 1 条第 1 項に規定する休日は公表しない。